

平成24年1月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年（ネ）第260号 不当利得返還請求控訴事件

（原審 金沢地方裁判所小松支部平成23年（ワ）第62号）

口頭弁論終結日 平成23年11月30日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

同

鹿 島 啓 一

荒 木 実

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 控 訴 人

同代表者代表取締役

同代理人支配人

アイフル株式会社

福 田 吉 孝

木 曾 祥 人

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、29万1435円及びうち28万6248円に対する平成23年2月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第一、二審を通じて、被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

主文同旨。

2 被控訴人

本件控訴を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、貸金業者である被控訴人に対し、平成11年9月3日から平成23年2月6日までの継続的な金銭消費貸借取引に係る各弁済金のうち利息制限法所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元金に充当すると過払金が発生しており、かつ、被控訴人は過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたから悪意の受益者に当たると主張して、不当利得返還請求権に基づき、過払金28万6248円、過払金に対する平成23年2月6日までに発生した民法704条前段所定の法定利息合計5187円及び上記過払金28万6248円に対する翌7日から支払済みまで年5分の割合による法定利息の支払を求めた事案である。(なお、第1審相原告と被控訴人との間の訴訟については原判決が確定したので、以下、記載を適宜省略することがある。)

原審は、控訴人の請求のうち過払金17万1548円、過払金に対する平成23年2月6日までの法定利息1758円及び上記過払金17万1548円に対する翌7日から支払済みまで年5分の割合による法定利息の支払を求める部分を認容し、その余を棄却したところ、控訴人がその敗訴部分を不服として本件控訴を提起した。

2 当事者の主張

次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁22行目「同3」の次に「の各「年月日」「借入金額」「弁済額」欄記載」を加え、23行目冒頭から末尾までを削り、24行目「一連のものであり」から26行目末尾までを「一連のものである。」と改める。
- (2) 原判決3頁1行目「(3)」を「(2)」と改め、2行目「被告は、」の次に「貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を問わず「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者でありながら、」を加え、同行目

「収受すること」から3行目「いえるから」までを「収受していたから、法律上の原因がないことを知りながら過払金を受領した者，すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される。そうすると」と改める。

(3) 原判決3頁4行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「(3) 過払金の発生

上記各取引の利息について利息制限法所定の制限利率を適用して充当計算すると，上記各計算書のとおり過払金及び法定利息が発生している。」

(4) 原判決3頁12行目冒頭から13行目末尾までを削る。

(5) 原判決3頁17行目冒頭から末尾までを次のとおり改める。

「(2) 請求原因(2)のうち，被控訴人が登録貸金業者であることは認め，その余は否認する。」

(6) 原判決3頁21行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「(3) 請求原因(3)のうち，利息制限法所定の制限利率を適用して引き直し計算することは争わないが，その余は争う。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は，控訴人の請求を全部認容すべきであると判断する。その理由は，次のとおり原判決を補正するほかは，原判決の「事実及び理由」欄の第3の1ないし5に記載のとおりであるから，これを引用する。

(1) 原判決4頁15行目「同3」の次に「の各「年月日」「借入金額」「弁済額」欄記載」を加える。

(2) 原判決4頁16行目冒頭から末尾までを次のとおり改める。

「なお，取引の一連性については以下のとおりである。」

(3) 原判決5頁15行目冒頭から6頁2行目末尾までを次のとおり改める。

「これを本件についてみると，証拠（甲1，乙7，11，12，30，31〔いずれも枝番を含む。〕）及び弁論の全趣旨によれば，控訴人は，平成11年9月3日，借入希望限度額を50万円として被控訴人と金銭消費

貸借契約を締結し、その後、カードを利用して数万円規模の借入れと弁済を繰り返す継続的な金銭消費貸借取引を行ったこと、その継続中である平成12年5月12日、被控訴人に対し、限度額設定希望額を150万円として本件第2取引の申込みを行ったこと、同月18日、被控訴人との間で、本件第2取引に係る不動産担保ローン契約及び根抵当権設定契約を締結し、100万円を借り入れる（なお、同日6万円を弁済した。）と同時に、第1取引につき約定利率年29.2パーセントに基づいて計算した残元金及び利息の全額である49万7064円を弁済して本件第1取引に係る契約書の返還を受けたこと、その後も控訴人は被控訴人との間でカードを利用して数千円から数万円規模の借入れと弁済を繰り返す継続的な取引を10年以上にわたり行ったことなどがそれぞれ認められる。

以上によれば、本件第1取引の継続中に本件第2取引に係る契約申込みが行われ、両取引の間に取引中断の期間はなく、本件第1取引に係る契約書は本件第2取引の開始日に返還されているのであって、これに上記の借入れと弁済の経過をも考慮すると、前記不動産担保ローン契約及び根抵当権設定契約の締結は、いわゆる借り増しのため不動産担保を設定したものにすぎず、これに伴い借入限度額や利率等に変更が生じたものの、借り増しの前後において数万円以内の借入れと弁済を繰り返す消費貸借取引という実体に変化はなかったものとみることができる。

したがって、本件第1取引と本件第2取引とは事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができ、本件第1取引によって発生した過払金を本件第2取引に係る借入金債務に充当する旨の合意が存在するものと解することができる。」

- (4) 原判決6頁6行目冒頭から10行目末尾までを削る。
- (5) 原判決6頁11行目冒頭から末尾までを次のとおり改める。

「2 請求原因(2)について」

(6) 原判決 6 頁 2 6 行目末尾に行を改めて次のとおり加える（なお，第 1 審相原告に関する記載は省略する。）。

「3 請求原因(3)について

以上を前提に，控訴人と被控訴人との取引の利息について，利息制限法所定の制限利率を適用して充当計算すると，原判決別紙計算書 1－1 のとおりとなり，過払金は 2 8 万 6 2 4 8 円，取引最終日である平成 2 3 年 2 月 6 日までに発生した過払金に対する民法 7 0 4 条前段の法定利息は合計 5 1 8 7 円となり，また，翌 2 月 7 日から支払済みまで年 5 分の割合による法定利息が発生することとなる。」

(7) 原判決 7 頁 2 行目冒頭から 9 行目末尾までを次のとおり改める。

「前記のとおり，控訴人と被控訴人との間の取引は一連一体の取引であると認められるから，消滅時効の抗弁はその前提を欠き，上記取引の最終日から時効期間を経過していないことは明らかである。

よって，抗弁(1)（消滅時効）は理由がない。」

2 結論

そうすると，控訴人の請求は全部理由があるから認容すべきところ，これと異なり，控訴人の請求を過払金 1 7 万 1 5 4 8 円，過払金に対する平成 2 3 年 2 月 6 日までの法定利息合計 1 7 5 8 円及び翌 2 月 7 日から支払済みまで年 5 分の割合による法定利息の支払を求める限度で認容し，その余を棄却した原判決は一部失当であって，本件控訴は理由があるから，本件控訴に基づき原判決を上記の趣旨に変更することとして，主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第 1 部

裁判長裁判官

山

本

博

裁判官 佐 野 信

裁判官 浅 岡 千 香 子

これは正本である。

平成24年1月30日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 谷 口

